

新型コロナウイルス感染対策方針 2021年版（2021.11.25改定版）－学生の皆さんへ－

衛生委員会

1. 方針作成の趣旨

本方針は、入構制限、授業、学生の課外活動、教職員の出勤・業務（教職員が自宅待機になった場合の業務の継続方針）、オープンキャンパス・入試等の行事の運営、情報公開の手順など大学の活動全般について、学内の感染拡大のレベルに応じた具体的な行動方針として作成したものである。

2. これまでの経緯

2020年は、新型コロナウイルス感染対策方針として、3/19に「新型コロナウイルス感染対策方針」、4/8に「緊急事態宣言への対応方針」、4/23に「学生の皆さんへ-遠隔授業の実施について-」、6/1に「自宅待機・移動の方針（改定）」、8/7に「新型コロナウイルス感染症対策方針（2020.8.7改訂版）」を作成し、ホームページ等により公表・周知してきた。

2021年は、3/4に「新型コロナウイルス感染症対策方針 2021年版」を公表・周知したが、4～6月には第4波、8～9月には第5波が襲来し、この間全国及び県内のワクチン接種率が急速に進んだ。10月には第5波による緊急事態宣言も解除され、新たな感染者数も減少傾向にあるが、第6波の襲来が必ずあるという専門家の意見もあり先行き楽観できる状況ではない。このように3月の時点とは状況が大きく変わってきたことから、現状に対応したものにするため2021年版（2021.11.25改訂版）を作成した。

3. 改定の要点

改定の方針	
<ul style="list-style-type: none"> 現状では、感染拡大が完全に収束したわけではなく、新たな変異株による第6波の可能性を否定できないことから、「一般的な感染予防策の周知・徹底」の基本的な考え方を継続する。 個別の対策について、実情に合わないものや不便・労力が大きい割に効果が少ないものをピックアップして整理・廃止する。 対策の重点を学内での感染拡大を最小限に抑えるための迅速な対応の強化に置く。 	
改定	理由
<u>教室の着座位置の記録について</u> ・教室の収容人数及び座席の間隔を適切に設定して着座する。（着座位置の記録は行わない）	<ul style="list-style-type: none"> 教室の収容人数は文科省のガイドラインに沿って設定しているので濃厚接触の判断基準として授業中の着座位置の記録がもつ意味は少ない。 感染リスクの高い場面として授業中以外の場面での接触が重視されている。
<u>コンピュータ室の使用について</u> ・コンピュータ演習室では、入室前後の手指消毒を徹底し、パソコン使用時は飛沫飛散を防止するためマスク着用を徹底する。素手でマウス・キーボードの操作をすることに不安を感じる学生については、希望により手袋等を提供することで対応する。	<ul style="list-style-type: none"> ラップ越しにマウス・キーボードを操作するとの不便を訴える学生が多い。 授業ごとにラップを張り替える作業の負担が大きい。 ラップによる感染予防効果は、マスク、手指消毒の徹底に比べて小さい。
<u>入構制限について</u> ・レベル2：濃厚接触者の範囲が確定し、PCR検査陰性が確認されるまで全学生入構禁止とする。 <u>対面授業について</u> ・レベル0～1：予定通り対面授業を行う。 ・レベル2：対面授業を中止する。中止期間は濃厚接触者の範囲が確定し、PCR検査陰性が確認	<ul style="list-style-type: none"> レベル2では、濃厚接触者を特定し、その検査結果が明らかになるまでに数日かかることが想定されることから、濃厚接触者だけを入構禁止として対面授業を継続することは学内での感染拡大を最小限に抑えるための迅速な対応が遅れる可能性がある。 学内の濃厚接触者の範囲が確定し、PCR検査陰

<p>されるまでとする。中止した授業については、適切な時期に補講を行う。</p>	<p>性が確認されるまでは、対面授業は休講することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数日の休講期間を直ちに全面遠隔授業に移行する措置は実現困難であることから、適切な時期に補講期間を設定する。
--	--

4. 一般的な感染予防策の周知・徹底

(1) COVID-19 の性質と対策の原則

	COVID-19 の性質	対策の原則
感染経路	・主には唾液による飛沫感染と接触感染	・マスク着用など「三密」の回避
感染力	・人に感染させる可能性がある期間は、発症の 2 日前から発症後 7~10 日程度 ・特に、発症の直前・直後でウイルスの排泄量が増加	・体調が悪い時は、症状が軽快するまで自宅待機 ・症状がなくてもマスク着用、不要・不急の外出を控えるなどの感染防止の徹底
感染リスクが高まる場面	場面 1 飲酒を伴う懇親会等 場面 2 大人数や長時間におよぶ飲食 場面 3 マスクなしでの会話 場面 4 狹い空間での共同生活 場面 5 居場所の切り替わり	・「5 つの場面」の回避 ・感染リスクの高低に対応した対策

参考：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての 10 の知識（2021 年 1 月）」、

(2) 感染予防のための「新しい生活習慣」の獲得

- ・感染予防策の基本は、「三密」の回避であり、そのために取る手段の基本は次の 3 つである。すべての場面でこの 3 つの手段を実践することを行動の判断基準とする。

マスク着用、手洗い（消毒）励行、ソーシャルディスタンス

- ・これまでに厚生労働省や保健所等から提供されている感染予防のための各種パンフレットを参考にして安全な日常生活を心がける。
参考になるパンフレット等「3 つの密を避けるための手引き」、「人との接触を 8 割減らす、10 のポイント」、「新しい生活様式の実践例」、「感染リスクが高まる 5 つの場面」など
- ・その他の日常生活や県境を越えた移動など国内・県内の感染拡大状況に応じた対応が必要な事項については、山口県の最新の方針（知事メッセージなど）に従って行動する。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録を推奨する。

(3) 健康の自己管理の徹底

- ・毎日「健康観察表」を記録し、登校するときは必ず持参すること、発熱等何らかの症状がある場合は登校せずに自宅待機することを周知・徹底する。
- ・正面玄関ロビーに非接触検温カメラを設置し、各自で体温チェックを行って校舎に入るよう周知・徹底する。
- ・感染者や濃厚接触者になるなど、大学へ連絡すべき事案が発生した場合の最新の行動フローチャート（別紙「新型コロナウイルス感染症に関する大学への連絡について」）を周知・徹底する。

(4) 対面授業（定期試験を含む）での三密回避策

- ・三密を回避するための教室を空間的、時間的に確保するために、遠隔授業と対面授業を組み合わせて開講する。対面授業の開講に当たっては、以下の三密回避策を講じる。
- ・学校等教育現場でのクラスター発生のほとんどは、部活等の課外活動、学生寮など共同生活の場や懇親会等飲食の場で発生しており、以下に示す一般的な感染予防策を講じた上で実施する授業がクラスター発生の要因になる可能性は低いことから、講義科目など学生間の会話や接触が少なく感染リスクが低いと考えられる授業においては、授業前の担当教職員による「健康観察表」のチェックを省略す

ることができる。

- ・教室の収容人数及び座席の間隔を適切に設定して着座する。(着座位置の記録は行わない)

1) 密閉

- ・授業中は十分な換気を行う。
- ・空調を使用しない場合は、窓と扉を解放して授業を行う。
- ・空調を使用する場合（夏季・冬季）は、空調機器への過重な負担を軽減するため窓と扉を閉めて授業を行う。ただし、20～30分に1回、5分程度窓を開けて換気を行う。

2) 密集

- ・学生間の距離を最低1～2m以上確保できるように、一度に教室に入る人数を制限する。人数は、「各教室収容人数」を超えないようとする。
- ・各教室の収容人数を適切に設定し、受講者が収容人数を超える場合は、場所または時間を分散して授業を行う。

「各教室収容人数」は、文部科学省「学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式（最新バージョン）」のレベル1・2地域の例を参考に設定する。

3) 密接

- ・学生、教員の双方にマスク着用を義務付ける。（体育の授業を除く）
- ・学生間、教員と学生間の接触を可能な限り避ける工夫をする。
- ・学生同士が対面で話し合う（グループワークなど）ときは十分な距離を取る。
- ・学生同士または教員と学生が、直接身体に接触する実技を行う場合は、可能な限り短時間で終了する。
- ・授業前後に着替え等のためにロッカー室を使用する場合は密集・密接にならないように配慮する。

4) その他

- ・校舎入口等の主要な場所に消毒液を常設し、手洗い、消毒を励行する。
- ・コンピュータ演習室では、入室前後の手指消毒を徹底し、パソコン使用時は飛沫飛散を防止するためマスク着用を徹底する。素手でマウス・キーボードの操作をすることに不安を感じる学生については、希望により手袋等を提供することで対応する。
- ・昼休み、休憩時間に学生が密集・密接しないようにする。
- ・食堂や廊下等での座席の密接を回避しつつ、学生の居場所を確保するために必要に応じてアクリル板等を設置するなどの対策を講じる。
- ・授業終了後は速やかに帰宅する。
- ・感染者発生による急な入構制限や対面授業の中止（レベル3～4）については、ホームページに掲載するので、通学前にホームページを確認することを周知する。

(5) 外来者対応

- ・外来者は、校舎入口に設置した非接触検温カメラで検温し、消毒液で手指を消毒して入構し、事務室受付で、日付、入退室時間、会社名、氏名、体温、用件を記録する。
- ・面談では、必ずマスクを着用し、距離を取る。できるだけ真正面に座るのを避ける。

(6) 教職員の業務継続体制

- ・出勤前の検温等の健康の自己管理に努める。
- ・発熱等何らかの症状がある場合の自宅待機の手続き方法について文書で明示する。
- ・教職員が自宅待機になった場合に、業務を滞りなく継続するための体制を各部署（教員は学科単位、職員は課単位）であらかじめ話し合っておく。

5. 自宅待機の取扱

(1) 自宅待機の基準

- ①発熱等の風邪症状がみられる時や、急な嗅覚・味覚障害を自覚した場合
- ②自分が濃厚接触者と認定され、PCR検査を受けることになった場合
- ③同居人、クラスメートなど身近にPCR検査を受ける人や検査を受けて結果待ちの人がいて、陽性の場合、自分が濃厚接触者になる可能性がある場合

(2) 復帰の目安

- ①の場合：次の 1) および 2) の両方の条件を満たすこと
 - ・1) 発症後に少なくとも 8 日が経過している
 - ・2) 薬剤（解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤）を服用しない状態で、解熱および症状消失後に少なくとも 3 日が経過している。
 - *8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと
 - *3 日が経過している：症状消失日を 0 日として 3 日間のこと
- ②の場合
 - ・医療機関又は保健所が指定する期間は自宅待機する。
- ③の場合
 - ・身近な人の陰性が確定するまで自宅待機する。

6. 学内に感染者が発生した場合の対応レベルの目安

レベル 0	・感染者なし。
レベル 1	・1人の感染者発生、学内に濃厚接触者なし。（学内での感染拡大の可能性が低い状態） <ul style="list-style-type: none">・新たな感染者が 2 週間以上発生しない場合はレベル 0 に引き下げる。
レベル 2	・1人の感染者発生、学内に濃厚接触者あり。（学内での感染拡大の可能性が高い状態） <ul style="list-style-type: none">・濃厚接触者の PCR 検査の結果、陽性者がいる場合はレベル 3 に引き上げ、陽性者がいない場合はレベル 1 に引き下げる。・新たな感染者が 2 週間以上発生しない場合はレベル 0 に引き下げる。
レベル 3	・2人以上の感染者発生、学内に多数の濃厚接触者あり。（学内で感染が拡大している状態） <ul style="list-style-type: none">・新たな感染者が 2 週間以上発生しない場合はレベル 0 に引き下げる。
レベル 4	・クラスターの発生（学内で重大な感染拡大が発生している状態） <ul style="list-style-type: none">・新たな感染者が 2 週間以上発生しない場合はレベル 0 に引き下げる。

7. レベル別対応策の目安

・以下の目安は、学内に感染者が発生した場合の対応の目安である。本学において感染者の発生がないレベル 0 であっても、山口県及び宇部市の感染者発生状況により、山口県または宇部市から休業要請等の要請が出た場合はそれに応じた対応を行う。

1) 入構制限

- ・レベル 0～1：入構制限なし。
- ・レベル 2：濃厚接触者の範囲が確定し、PCR 検査陰性が確認されるまで全学生入構禁止とする。
濃厚接触者で PCR 検査が陰性の場合の登校開始時期は、保健所の指導に従う。
保健所の指導により学内施設の消毒が必要な場合は、消毒を行う期間のみ全学生を入構禁止とする。
- ・レベル 3～4：原則全学生入構禁止とし、全学生に自宅待機を指示する。ただし、遠隔授業の受講（コンピュータ演習室等）、必要な事務手続きがある場合に限り入構可とする。
解除時期は、感染者発生状況や保健所の指導等を総合的に判断して決定する。
教職員の入構は、自宅待機を命じる場合を除いて禁止しない。
学外業者の入構は、事業継続のために必要な場合に限り許可する。

2) 対面授業

- ・レベル 0～1：予定通り対面授業を行う。
- ・レベル 2：対面授業を中止する。
中止期間は濃厚接触者の範囲が確定し、PCR 検査陰性が確認されるまでとする。
中止した授業については、適切な時期に補講を行う。
- ・レベル 3 以上：対面授業を中止する。
中止期間は最後の感染者発生後 2 週間を目安とし、状況をみて再開時期を総合的に判断する。
中止した授業については、適切な時期に補講を行う。
- ・学外実習は、レベルに関わらず実習先施設との協議によって実施または中止を決める。

3) 学生の課外活動

- ・レベル 0～1：サークルごとに活動計画書を学生課に提出し、許可を得て活動する。
- ・レベル 2 以上：レベル 1 以下に下がるまで活動を禁止する。
禁止期間は最後の感染者発生後 2 週間を目安とし、状況をみて再開時期を総合的に判断する。

4) 教職員の出勤・業務

- ・レベル 0～1：通常勤務。
- ・レベル 2～3：濃厚接触者は、自宅待機とする。
濃厚接触者で PCR 検査が陰性の場合の職場復帰時期は、保健所の指導に従う。
その他の教職員は通常勤務とする。
- ・レベル 4：原則レベル 2～3 の対応と同様とする。ただし、クラスターの拡大を抑制するために、個別に勤務体制を指示する場合がある。

5) 行事（オープンキャンパス、入試、大学祭等）

- ・レベル 0～1：実施を予定していた行事は、十分な感染予防対策を講じた上で実施する。
- ・レベル 2 以上：大学祭等の行事は、行事前 2 週間以内に感染者が発生した場合は中止する。
オープンキャンパスと入試は、あらかじめ定めていたマニュアルに沿って十分な感染予防対策を講じた上で濃厚接触者を除いて実施する。
県外会場での入試は、濃厚接触者を除いて実施する。（ただし、濃厚接触者であっても PCR 検査で陰性が判明し、保健所の指導により職場復帰可能となった者は参加可能とする）
入試前日に感染者が発生し、入試当日が消毒のために試験場が入構制限になった場合の対応策についてあらかじめ検討しておく。

6) 食堂、売店

- ・今年度の営業については、業者との協議により決定する。
- ・開店することになった場合は、以下の対応を行う。
- ・レベル 0～2：感染予防対策を講じた上で開店を継続する。
- ・レベル 3 以上：レベル 2 以下に下がるまで閉店する。

8. 学生寮（洗心寮）での対策

- ・2021 年 4 月より、2 人部屋を 1 人使用で再開する。
- ・寮内で感染者が発生していない場合は、一般的な感染予防策を徹底する。特にキッチン共用については、調理器具を共用しない、水道蛇口、コンロ、スイッチ、洗濯機など使用後消毒することを徹底する。
- ・寮内で感染者が発生した場合は、保健所の指示があるまで寮内での待機を指示し、その後保健所の指示に従って行動する。以上

* レベル別対応の目安のまとめ

	入構制限	授業	課外活動	行事	食堂・売店	
レベル 0	入構制限なし	予定通り対面授業を行う。	サークルごとに活動計画書を学生課に提出し、許可を得て活動する	十分な感染予防対策を講じた上で実施する	営業を再開している場合、感染予防対策を講じた上で開店を継続する	
レベル 1						
レベル 2	濃厚接触者の範囲が確定し、PCR検査陰性が確認されるまで全学生入構禁止とする。	対面授業を中止とする。	レベル 1 以下に下がるまで活動を禁止する	大学祭等の行事は、行事前 2 週間以内に感染者が発生した場合は中止する。 オープンキャンパスと入試は、あらかじめ定めたマニュアルに沿つて十分な感染予防対策を講じた上で濃厚接触者を除いて実施する。	閉店する	
レベル 3	原則全学生入構禁止とし、全学生に自宅待機を指示する。ただし、遠隔授業の受講（コンピュータ演習室等）、必要な事務手続きがある場合に限り入構可とする。					
レベル 4						

新型コロナウィルス感染症に関する大学への連絡について 【 学生版 】

